（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

様式第三裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正）

第三条　核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正）

第四条　核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三の二裏面中「同条第6項中「前項」とあるのは」の下に「、」を加え、「、同条第7項中「前項第1号」とあるのは「第22条第6項において準用する前項第1号」と、同条第8項中「第6項」とあるのは「第22条第6項において準用する第6項」と」を削る。

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核原料物質の使用に関する規則の一部改正）

第五条　核原料物質の使用に関する規則（昭和四十三年総理府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第六条　使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

様式第三裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正）

第七条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第八条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第八裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第九条　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第六裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第十一条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

様式第二裏面中「環境大臣、文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「（環境大臣又は」を「（原子力規制委員会又は」に改め、「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣とする。」を「原子力規制委員会とする。」に、「環境大臣は」を「原子力規制委員会は」に、「環境大臣又は」を「原子力規制委員会又は」に改める。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第十二条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十三条　研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（独立行政法人原子力安全基盤機構に関する省令の一部改正）

第十四条　独立行政法人原子力安全基盤機構に関する省令（平成十五年経済産業省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人原子力安全基盤機構に関する規則

第一条中「経済差産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令の一部改正）

第十五条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令（平成十五年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。

（試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令の一部改正）

第十六条　試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する省令（平成十五年文部科学省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則

様式第四裏面中「、文部科学大臣」及び「については原子力規制委員会」を削り、「文部科学大臣と」を「原子力規制委員会と」に改める。